

もし、学校感染症にかかってしまったら・・・



医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法により出席停止となります。その場合は、ただちに学校（担任または学年会の先生）に連絡してください。出席停止期間は医師が決めますので、その指示に従ってください。

出席停止が解除されましたら、まずは学校感染症治癒証明書（下記）を医師に記載して頂き、その提出をもって登校可となります。登校時に HR 担任に提出してください。（病院で用意されている証明書を提出されてもかまいません。）

不明な点は保健室（中学：片山、高校：新谷）にお問い合わせください。

---

## 学校感染症治癒証明書

提出先：HR 担任→保健室

広島女学院中学高等学校

中学 ・ 高校 \_\_\_\_\_ 年 名前 \_\_\_\_\_

病 名 : \_\_\_\_\_

出席停止期間：20 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

※上記の病気で療養していましたが、感染の恐れがなく、登校可能となったことを認めます。

20 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名： \_\_\_\_\_

医師名： \_\_\_\_\_ (印)